

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	苫小牧市 児童手当等支給関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、児童手当等支給関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

苫小牧市長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	児童手当等支給関連事務				
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定や次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童手当を支給している。また、児童扶養手当法により、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給している。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び苫小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定請求等に関すること ・現況届の受理による資格審査及び支給額の決定に関すること <p><中間サーバーについて> 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>				
③システムの名称	(1)総合行政システム(児童手当、児童扶養手当) (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)住民基本台帳ネットワークシステム				
2. 特定個人情報ファイル名					
(1)児童手当情報ファイル (2)児童扶養手当情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法 第9条第1項 別表第1(項番37、56) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第29条、第44条 ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番4、6) 				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施する] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 実施する</td></tr> <tr><td>2) 実施しない</td></tr> <tr><td>3) 未定</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番57、74、75) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第31条、第40条、第40条の2</p> <p><情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第31条、第35条、第36条、第44条、第59条の2</p>				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	健康こども部こども支援課				
②所属長の役職名	健康こども部こども支援課長				

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康こども部こども支援課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6416 メールアドレス:kodomosien@city.tomakomai.hokkaido.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康こども部こども支援課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6416 メールアドレス:kodomosien@city.tomakomai.hokkaido.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②システムの名称	(1)児童手当システム (2)団体内統合システム (3)中間サーバー (4)住民基本台帳ネットワークシステム (5)既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))	(1)児童福祉システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)住民基本台帳ネットワークシステム (5)既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))	事後	システム名称の修正
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番37、56) ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番5、8)	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番37、56) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第29条、第44条 ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番4、6)	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第2 (情報照会の根拠) 項番57、74、75 (情報提供の根拠) 項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番57、74、75) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第31条、第40条、第40条の2 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第31条、第35条、第36条、第44条、第59条の2	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康こども部こども支援課長 長谷川 文作	健康こども部こども支援課長	事後	様式改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年7月11日時点	事後	計数時点の更新
令和1年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システム名称	(1) 児童福祉システム (2) 団体内統合宛名システム (3) 中間サーバー (4) 住民基本台帳ネットワークシステム (5) 既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))	(1) 総合行政システム(児童手当、児童扶養手当) (2) 団体内統合宛名システム (3) 中間サーバー (4) 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	システム更改のため
令和1年6月27日	IVリスク対策	(様式改正に伴う追加)	(様式改正に伴う追加)	事後	様式改正のため